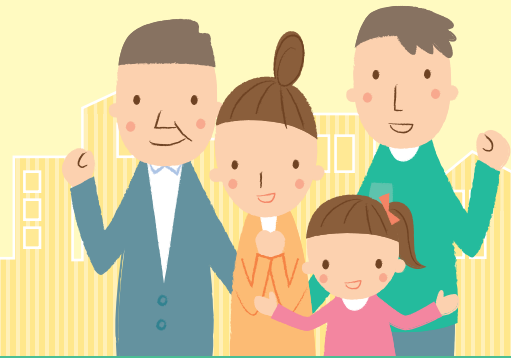


平成30年度 住まいづくり 融資・助成のご案内



県や市町があなたの住まいづくりを応援します

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補保 補助(保証料) 融 融資 融給 融資斡旋 利 利子補給 貸 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
石川 県	いしかわの木が見える たてもの推進事業	新築 改修	補	5㎡以上の県産木材を使用した住宅・店舗等の新築・増改築に対し、県産木材の使用量に応じて8万円又は15万円を補助	森林管理課	076-225-1643
	エコ住宅整備促進補助金	新築 改修	補	省エネ性能の高い住宅（いしかわ住まいの省エネパスポートにて5つ星評価）の新築や購入、改修に一律10万円を補助 ※改修の場合は、平成24年3月31日以前に建築した住宅に対する工事とし、施工等に要する費用の総額が200万円以上であること。ただし、太陽光発電システム、風力発電システム、ウッドデッキ、カーポート、植栽等屋外付帯工事を除く。 【受付期間】 平成30年12月31日（消印有効）まで、建築確認済証発行日（建売住宅の購入や完了検査を必要としない工事の場合は契約締結日）から30日以内に申し込むこと	温暖化・里山対策室	076-225-1462
金 沢 市	まちなか定住促進			まちなか区域内での定住を促進するため、住宅建築等へ補助		
	まちなか住宅建築奨励金	新築	補	まちなかにおいて、自己の居住する金沢らしい景観への配慮がなされた戸建住宅を、住宅ローンにて建築する方に対して助成（限度額200万円（2世帯住宅：300万円）） 駐車場等活用の場合に限度額30万円を、申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、18歳未満の子ども3人以上と同居の場合に限度額20万円を、U・J・Iターンの場合に限度額50万円を加算（ただし、加算部分の合計額の限度額は100万円） ※U・J・Iターンの世帯→①金沢市、白山市、かほく市、野々市市又は津幡町若しくは内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む予定である者 ②金沢市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者 ③金沢市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していた者 （①～③の全てに該当すること。）		
	まちなかマンション購入奨励金	購入	補	まちなかにおいて、自己が居住するあらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する方に対して助成（限度額100万円） 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、U・J・Iターンの場合に限度額50万円を加算（ただし、加算部分の合計額の限度額は50万円）		
	まちなか空き家活用促進補助金	改修	補	まちなかにおいて、昭和26年以降に建築された空き家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事を助成（内部改修工費の1/2（限度額50万円）） 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、U・J・Iターンの場合に限度額50万円を加算（ただし、限度額（基礎額+加算額）は100万円）		
	まちなか中古分譲マンション改修費補助金	改修	補	まちなかにおいて、昭和56年6月1日以降に建築された中古分譲マンションを購入し自ら定住する方に対して住戸内部の改修工事を助成（内部改修費の1/2（限度額25万円）） 申請者が45歳未満の場合に限度額25万円を、60歳以上の場合に限度額20万円を、U・J・Iターンの場合に限度額25万円を加算（ただし、限度額（基礎額+加算額）は50万円）		
	まちなか住まい共同計画作成支援費	新築	補	まちなかにおいて、隣り合った宅地を合わせて共同建替えを行う場合に支援（計画アドバイザーの派遣、実施設計費の1/2（限度額100万円））		
	郊外部移住促進			郊外部（市街化区域）内での移住を促進するため、住宅建築等へ補助		
	郊外部移住者住宅取得奨励金	新築	補	郊外部の良好なまちづくりを実践している地区（地区計画等）において、戸建住宅を住宅ローンにて建築する移住者に対して助成（限度額100万円（2世帯住宅：150万円）） 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、18歳未満の子ども3人以上と同居の場合に限度額20万円を加算（ただし、加算部分の合計額の限度額は50万円） ※移住者→①金沢市、白山市、かほく市、野々市市又は津幡町若しくは内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む予定である者 ②金沢市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者 ③金沢市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していた者 （①～③の全てに該当すること。）		
	郊外部移住者マンション購入奨励金	購入	補	郊外部において、自己が居住するあらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する移住者に対して助成（限度額50万円） 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を加算		
	郊外部移住者空き家活用促進補助金	改修	補	郊外部において、昭和26年以降に建築された空き家を購入し、自ら定住する移住者に対して内部改修工事を助成（内部改修工費の1/2（限度額50万円）） 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を加算		
	郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金	改修	補	郊外部において、昭和56年6月1日以降に建築された中古分譲マンションを購入し自ら定住する移住者に対して住戸内部の改修工事を助成（内部改修費の1/2（限度額10万円）） 申請者が45歳未満の場合に限度額10万円を加算		
金沢スマートハウス奨励金	新築	補	認定を受けたスマートタウンにおいて、自己が居住するスマートハウスを、住宅ローンにて新築又は購入する方に対して助成（限度額100万円） 申請者が45歳未満の場合に限度額50万円を、U・J・Iターンの場合に限度額50万円を加算（ただし、加算部分の合計額の限度額は50万円）			
木の家づくり奨励金制度	新築 改修	補	市内に居住するため、金沢産スギ柱50本以上使用して木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）、増築、改修する方 柱1本あたり2,800円（限度額25万円） 金沢産の木材を加工した内装材及び外装材を見える所に10㎡以上使用する場合、上乗せ補助（限度額5万円）	森林再生課	076-220-2217	
まちなみの修景に関する補助制度	改修 設置	補	<ul style="list-style-type: none"> 生け垣の整備 : 補助率70%又は25%（限度額50万円又は20万円） 土塀の修復 : 補助率70%（限度額200万円） 竹垣、土・板塀の設置 : 補助率70%（限度額50万円） 高木の植栽 : 補助率70%（限度額30万円） ※各々対象区域あり	景観政策課	076-220-2364	

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

平成30年4月現在

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補保 補助(保証料) 融 融資 融給 融資斡旋 利 利子補給 貸 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
金 沢 市	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	補	住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に対する補助 ①木造の住宅（共同住宅、寄宿舍又は長屋含む） ・耐震診断：補助率3/4、限度額15万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額23万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額160万円（共同住宅、寄宿舍又は長屋は60万円×住戸数） ②非木造の住宅（共同住宅、寄宿舍又は長屋含む） ・耐震診断：補助率2/3、限度額20万円（共同住宅、寄宿舍又は長屋は200万円） ・耐震設計：補助率2/3、限度額10万円（共同住宅、寄宿舍又は長屋は100万円） ・耐震改修：補助率2/3、限度額170万円 （共同住宅、寄宿舍又は長屋は100万円×住戸数と1億円のいずれか低い額） ※昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る（木造・非木造） ※木造住宅の段階的な耐震改修で、一定の条件を満たすものも補助の対象とする	建築指導課	076-220-2327
	がけ地防災工事費等補助	改 修	補	がけ地の安全対策工事に対する補助（こう配が30度を超える傾斜地でかつ高さ3mを超えるがけ等） ①防災工事等（地盤調査・工事設計・防災工事） ・地盤調査費：補助率3/4、限度額100万円 ・工事設計費：補助率3/4若しくは1/2、限度額（100万円若しくは75万円） ・防災工事費：補助率3/4若しくは1/2、限度額（無し若しくは600万円） ②応急防災工事費 ・応急防災工事費：補助率3/4若しくは1/2、限度額（90万円若しくは60万円） ③抑制工事費 ・抑制工事費：補助率3/4若しくは1/2、限度額（360万円若しくは240万円） ※補助率、限度額は工事対象地の周辺状況により異なる。	道路建設課 がけ地対策室	076-220-2612
	ガス設備資金貸付	改 修	貸	都市ガスへの転換工事費、機器入れ替え資金 20万円を上限度とする無利子貸付		
	雨水貯留施設等設置補助	設 置	補	住宅等の敷地における雨水貯留施設等の設置費に対する補助 ・雨水貯留槽……………施設整備費の2/3（上限額容量により2万円～8万円） ・浄化槽転用雨水貯留槽…施設整備費の2/3（上限額8万円） ・雨水浸透ます……………施設整備費の2/3（上限額内径により1万8千円～3万5千円）	お客さまサービス課	076-220-2771
	水洗便所改造資金貸付	改 修	貸	70万円まで無利子		
	住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金	設 置	補	自己が所有し居住する戸建ての住宅又は自己の居住を目的として取得する戸建ての住宅にシステムを設置する場合に補助（太陽電池出力2kW以上・住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）の設置が条件） ※住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助との併用は不可 ・10万円（伝統環境保存区域内の住宅に設置） ・5万円（上記以外の区域の住宅に設置）		
	住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金	設 置	補	自己が所有し居住する住宅又は自己の居住を目的として取得する住宅にエネルギーマネジメントシステム（HEMS）を設置する場合に補助 ・対象機器：見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等、要綱に掲げる要件を満たすもの ・補助金額：設置費用の1/4（限度額2万円、国の補助金の交付がある場合は、設置費から補助金を控除する）		
	住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金	設 置	補	自己が居住する住宅又は自己の居住を目的として取得する住宅にリチウムイオン蓄電システムを設置する場合に補助 ・購入費及び設置工事費の合計額の1/4（限度額10万円）	環境政策課	076-220-2507
	木質ペレットストーブ設置費補助金	設 置	補	本市内の住宅・事業所・活動施設に木質のペレットを燃料とするストーブを設置する場合に補助 ・購入費及び設置工事費の合計額の1/2（限度額10万円）		
	住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金	設 置	補	自己が居住する住宅又は自己の居住を目的として取得する住宅に都市ガスまたはLPガスを燃料とする燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、ハイブリッド給湯器のいずれかを設置する場合に補助 ・10万円（燃料電池コージェネレーションシステム） ・4万円（ハイブリッド給湯器） 都市ガスを燃料とするものについては営業開発課（076-220-2646）にお問い合わせください		
七 尾 市	生ごみ処理機器購入費補助	設 置	補	生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2（限度額3万円）	リサイクル推進課	076-220-2302
	生活自立のための住まいづくり助成制度	改 修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者が、自宅において自立した生活をするため既存住宅をバリアフリー改造する場合に補助（限度額100万円）	介護保険課	076-220-2264
	里山地域における分家住宅等建築奨励金制度	新 築	補	里山地域において、戸建て住宅を新築又は購入する農家の分家世帯員、新規就農者、伝統工芸従事者に対して助成 借入金の2.5%（限度額50万円）、18歳未満の子ども3人以上と同居の場合に限度額20万円を上乗せ	農業水産課	076-220-2214
	勤労者小口資金融資制度	新 築	貸	引き続き2年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者 建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額100万円）	産業振興課	0767-53-8565
	勤労者信用保証料補給金交付制度	新 築	補保	市内に居住し、未組織事業所に働く勤労者		
	七尾産材使用住宅助成金制度	新 築	補	市内に居住するため、七尾産材を5㎡以上使用した70㎡以上の木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方に1件あたり10万円を助成 ただし、石川県が実施している「いしかわの木が見えるたてもの推進事業」に補助金申請をした住宅とする	農林水産課	0767-53-8510
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	設 置	補	自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者 1kWあたり2.5万円（上限10万円）	環 境 課	0767-53-8421
	家庭用ごみ減量機器設置補助金	設 置	補	家庭用ごみ減量機器 補助率1/2（上限3万円）		
	定住促進住宅取得奨励金	新 築	補	金融機関などで資金を借り入れて住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対象住宅】延床面積70㎡以上の1戸建て住宅（併用住宅の場合は居住部分が70㎡以上） 【奨励金の額】借入額の3%（上限30万円）、中古住宅の場合は1%（上限10万円） 更に、次の①～④の要件に該当する方は奨励金を加算 ①市内建築業者で新築または新築住宅を購入…借入額の2%（上限20万円） ②市外からの転入…借入額の2%（上限20万円） ③申請者の中学生以下の子どもが同居する場合…一人につき借入額の1%（上限10万円） ④「向陽タウンはまだ分譲宅地」（中島町浜田地内）で新築…200万円		
	万行地区土地区画整理事業保留地取得奨励金	新 築	補	七尾市万行地区土地区画整理組合が販売する保留地を購入し、住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対象】万行地区土地区画整理組合の保留地を購入した方 購入の目的が以下のものであること ・七尾市での定住 ・一戸建て住宅の新築又は購入 【奨励金の額】1区画につき200万円	都市建築課	0767-53-8429
住宅建替え奨励金	新 築	補	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの（道路中心線から3mのセットバック） ②まちなか景観基準に適合する1戸建て住宅に建替える人 ③市内建築業者で1戸建て住宅を建替える人 ④金融機関などで建替えに係る資金を借入れる人 ・既存住宅解体費用の50%（限度額50万円） ・借入れ金額の10%（限度額100万円）			

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号				
七尾市	共同住宅建設奨励金	新築	補	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの(道路中心線から3mのセットバック) ②まちなか景観基準に適合する共同住宅に建替える人 ③市内建築業者で共同住宅を建設する人 ・設計費の50%(限度額100万円) ・建設費の10%(1戸につき限度額100万円)	都市建築課	0767-53-8429				
	まちなか住宅建設用地売買奨励金	新築	補	以下のすべてに該当する方 ①まちなかの指定する区域において狭あい道路の解消を促進するもの(道路中心線から3mのセットバック) ②まちなか景観基準に適合する共同住宅又は一戸建て住宅を市内建築業者で建設するために用地売買を行なう人 ③金融機関などで用地取得に係る資金を借入れる人(売主への補助の場合は非該当) ・用地取得費の10%(限度額50万円) ・売主において既存住宅解体費用の50%(限度額50万円)						
	賃貸住宅家賃助成金	賃貸	補	民間賃貸住宅(集合住宅や一戸建て住宅)に住む、子育て世帯や新婚世帯の低額所得者世帯を対象に家賃の一部を助成 【子育て世帯】…世帯主の子ども(中学生以下)と同居する世帯 【新婚世帯】…夫婦のいずれかが初婚で婚姻してから3年までの世帯 【低額所得世帯】…入居者の所得合計が月額で15万8千円以下の世帯(小学校未満の子がいる場合は月額21万4千円以下) 【助成金の額】…月額1万円(家賃が1万円未満の時はその額) 【助成期間】…交付を受けた最初の助成月から72ヶ月以内(最長6年)						
	既存木造住宅耐震改修事業	改修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断:自己負担無し(現況図面がある場合) 自己負担5千円(現況図面がない場合) ②耐震設計:補助率2/3、限度額20万円 ③耐震改修:補助率2/3、限度額130万円※(※所得制限により、120万円の場合がある)						
	三世代家族住宅リフォーム奨励金交付事業	増改築	補	新たに三世代での同居又は準同居を始める世帯及び結婚を機に親や祖父母と同居又は準同居(建物の直線距離が50m以内)をする世帯が増改築等を行う場合に必要経費の一部を補助する。 100万円を超えた工事費に対して、50万円を補助						
	移住定住促進補助金(住宅取得補助)	新築	補	石川県外から転入し、一戸建て住宅を新築または購入(購入に伴う改修を含む)した人に交付。 【補助金額】 新築または購入に伴う費用の50%以内(限度額100万円) ※中古は「市空き家バンク」登録物件に限る。 【対象者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、費用を負担している ④一時的な滞在ではない			産業振興課	0767-53-8565		
	移住定住促進補助金(住宅家賃補助)	賃貸	補	石川県外から転入し、民間賃貸住宅(集合住宅や一戸建て住宅)に入居した人に交付。 【補助金額】 月額家賃の50%以内(限度額:月額1万5千円) 【対象者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、家賃を支払っている ④一時的な滞在ではない						
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造(リフォーム)される方(限度額100万円)					福祉課 高齢者支援課	0767-53-8464 0767-53-8451
	水洗便所等改修資金に伴う利子補給制度	改修	利融幹	供用開始後3年以内100万円まで利子全額補給(償還60ヶ月以内)					上下水道課	0767-53-1972
	下水道等排水設備工事費補助金制度	改修	補	供用開始後1年以内工事費が50万円を超える場合に超える部分について最高30万円						
	改修	補	合併処理浄化槽設置者 供用開始後3年以内 一律30万円							
小松市	勤労者貸付金制度(住宅関連分)	新築改築	貸	市内在住の勤労者に資金を融資(労働組合組織のある方) 建設・購入・中古・宅地・増改築(限度額10,000千円)	商工労働課	0761-24-8074				
	未組織労働者信用保証補給制度	新築改築	補保	市内で住宅を新築・増改築・購入し、本市に居住しようとする未組織労働者が住宅資金の融資を受ける際、信用保証料の一部を助成						
	小松市景観まちづくり事業補助金(景観まちづくり重点地区)	新築改修	補	まちづくり協定を締結し、景観まちづくり重点地区に指定された区域(材木町・粟津町の一部・龍助町の一部・西町の一部・清水町の一部・本折町の一部)新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成(限度額200万円 助成率1/2)					まちデザイン第2課	0761-24-8096
	小松市景観まちづくり事業補助金(伝統的景観重点地区)	新築改修	補	伝統的景観重点地区に指定された区域(曳山八町を中心とした地域)新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成(限度額120万円 助成率1/3)	建築住宅課	0761-24-8104				
	「ようこそ小松」定住促進奨励金	新築	補	小松市外から小松市内に転居する方に対し、自己の住宅の建設費(75㎡以上の増築含む)または取得費の一部を助成(建設50万円、購入30万円)						
	まちなか住宅建築奨励金	購入	補	「まちなか指定区域」での自己の住宅の取得費の一部を助成 30万円 若者世帯、市内業者利用で加算制度あり						
	住まいの小松奨励金	購入	補	自己住宅建設のため、対象となる分譲宅地を購入して新築する者に対する助成制度 一律10万円						
	飛行場周辺地区居住環境整備助成金	新築	補	航空機騒音区域内での新築住宅建設に係る防音工事の一部を助成 85W以上:100万円 80W~85W:50万円 75W~80W:20万円(市外業者利用は半額) 市外からの転入、3世代住宅等、若者世帯(まちなか指定区域内)での加算制度あり						
	3世代家族住宅建築奨励金	新築	補	3世代が同居又は近居で住宅を建設・取得する費用の一部を助成 助成額 20万円						
	小松地域産材利用促進事業	新築改修	補	小松市で産出された資源を建築資材として使用した新築、増築、改修、外構工事に対し、その工事費や材料費の一部を助成 対象は瓦、木材、畳、石、九谷焼(各限度額20万円※新築以外は限度額10万円)						
	空き家有効活用奨励金	改修	補	小松市空き家・空き室バンクに登録し賃貸借予定物件の改修費の一部助成(限度額40万円 補助率1/2)						
	空き家有効活家用家賃補助金	その他	補	所有者と3親等以内でなく、空き家・空き室バンクに登録した物件に45歳以下で3年間以上居住予定の者につき、家賃の一部を助成するもの(限度額2万円/月補助率1/2) 期間1年間						
	住宅耐震・防火対策促進事業補助金	改修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断:自己負担無料(現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅) 上記以外の住宅の場合、自己負担により実施 ②耐震改修:補助率2/3、限度額70万円※(※所得制限により60万円の場合もある) (※一階部分と二階部分を段階的に耐震改修する工事に対する補助制度も有り) ③防火改修:補助率1/2 限度額50万円 (耐震改修を同時に行う場合 補助率2/3 限度額30万円)	0761-24-8106					
生垣設置助成金	設置	補	道路に面して新たに生垣を設置、既存の塀を取り壊して生垣を設置する場合の助成 ①新たに生垣を設置:1m当たり4千円(限度額8万円) ②既存の塀を取り壊して生垣を設置:1m当たり8千円(限度額16万円)	緑花公園センター	0761-24-8102					

【共通】既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補保 補助(保証料) 融 融資 融給 融資斡旋 利 利子補給 貸 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
小松市	花壇づくり事業助成金	設置	補	道路に面して新たに花壇を設置する場合の助成 新たに花壇を設置：花壇1㎡当たり8千円（限度額8万円）	緑花公園センター	0761-24-8102
	家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金	設置	補	家庭用生ごみ処理機又はコンポスト等を、小松市内の事業所から購入する者に対する補助 ①生ごみ処理機：補助率1/3（上限3万円） ②コンポスト等（2千円以上）：補助率1/2（上限5万円） ※予算の範囲内	エコロジー推進課	0761-24-8069
	事業者用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金	設置	補	事業者用生ごみ処理機又はコンポスト等を、小松市内の事業所から購入する、市内で事業を営む個人、又は市内で事業を1年以上営み、かつ、商業登記を行っている法人に対する補助 ①生ごみ処理機：（15～30kg）補助率1/3（上限10万円） ：（30kg～）補助率1/3（上限20万円） ②コンポスト等（2千円以上）：補助率1/2（上限1万円） ※予算の範囲内		
	小松市バイオマス設備設置費補助金	設置	補	小松市内に住居、事務所、店舗、もしくは作業場を有し、又は建築する者のバイオマス設備（ペレットストーブ・薪ストーブ・木質バイオマスボイラー）の購入に対する補助 ・本体価格（税抜）50万円未満：補助額 本体購入金額の1/2（上限5万円） ・本体価格（税抜）50万円以上：補助額 本体購入金額の1/10（上限30万円） ※設置前に申請をお願いします。	長寿介護課	0761-24-8149
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）		
	雨水貯留槽等設置補助金	設置	補	雨水を利用する施設の設置費の一部を助成 ①雨水貯留槽 補助額：施設整備費の2/3 限度額：2万円（容量100～200L未満、3万円（容量200L以上） ②雨水浸透枡 補助額：施設整備費の2/3 限度額：6万円（内径20cm以上） ③浄化槽転用雨水貯留槽 補助額：施設整備費の2/3 限度額：10万円	上下水道管理課	0761-24-8164
	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	設置	補	対象地域内で合併浄化槽を設置する者に対する補助 設置工事費、撤去工事費に対して60%を補助（限度額は人槽によって異なる）	料金業務課	0761-24-8098
	下水道接続促進補助金	改修	補	供用開始後1年以内に合併浄化槽を公共下水道に接続した住宅に工事費の一部を助成（限度額20万円）		
	排水設備工事促進資金	改修	貸	公共下水道・地域下水道・農業集落排水に接続する排水設備工事（個人住宅）100万円まで無利子		
	合併処理浄化槽排水設備工事促進資金	改修	貸	合併処理浄化槽に接続する排水設備工事（個人住宅）100万円まで無利子		
排水設備工事促進資金	改修	貸	公共下水道に接続する排水設備工事（事業所、マンション等）500万円まで無利子			
輪島市	生ゴミ処理容器等購入助成	設置	補	生ゴミ堆肥化容器及び電気式生ゴミ処理機購入費用への助成	環境対策課	0768-23-1853
	輪島産材活用住宅助成事業費	新築 改修	補	輪島産木材を使用した住宅（延床面積80㎡以上）を新築または新築住宅購入に対し30万円、及び増改築（延床面積30㎡以上）に対し10万円の補助 輪島産材使用割合50%以上、延床面積1㎡当たり0.13㎡以上の住宅	農林水産課	0768-23-1141
	マリンタウン街なみ景観補助金	新築	補	輪島市マリンタウン街並み景観基準に適合する住宅：50万円 市内の建築業者により建築された住宅：40万円	都市整備課	0768-23-1156
	既存建築物耐震改修促進事業	改修	補	木造住宅 ①耐震改修：補助率1/2～2/3、限度額100万円 ②耐震診断・耐震設計：補助率3/4、限度額9万円		
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康推進課（高齢者） 福祉課（身体障害者）	0768-23-1136 0768-23-1161
	水洗便所等改修工事資金融資利子補給	改修	利	100万円まで5%利子額補給	上下水道課	0768-22-2220
	水洗便所等改修工事助成金	改修	補	自己資金の人を対象に6万円以内を助成 課税所得130万円以下の世帯 10万円以内を助成 生活保護世帯 100万円以内を助成		
	下水道等普及促進助成金	改修	補	汲取便槽等の撤去、埋立を行う工事を実施した場合、10万円以内を助成（市町村設置型浄化槽は除く） 既存の和式便器から腰掛式便器への改修助成、5万円以内を助成（65歳以上を含む世帯の場合は10万円以内を助成） 自立支援型リフォーム、耐震改修、修景補修の助成制度を利用した場合、10万円以内を助成		
	住宅用太陽光発電システム設置推進事業	設置	補	輪島市内の自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有し、自らが居住する一戸建住宅に補助の対象となる住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して補助 【補助金の額】 太陽電池の出力1キロワット当たり：7万円 補助金の上限：30万円		
	珠洲市	珠洲木材活用住宅助成事業	新築	補	地域産材使用割合50%以上で、建築士が設計し、市内の業者が建築した住宅に対し30万円を補助 また、増改築に地域産材を5㎡以上使用した場合、㎡当たり2万円とし30万円を限度に補助	産業振興課
既存建築物耐震改修工事費等補助金		改修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断：現況図面あり 自己負担なし 現況図面なし 自己負担5千円 ②耐震診断：補助率4/5、限度額12万円 ③耐震改修及び段階的耐震改修：一般地区 補助率2/3、限度額140万円※ 重点地区 補助率2/3、限度額180万円※ （※所得制限により130万円の場合もある）	建設課	0768-82-7756 0768-82-7757
珠洲市がけ地災害防止事業費補助金		改修	補	崩壊する恐れのあるがけ地で、建築物及び居住者その他の者に危害が生じるおそれがあるがけ地 がけ地災害防止事業に要する経費の1/2以内の額（限度額100万円）		
空き家改修費補助金		改修	補	珠洲市空き家バンク登録物件を購入又は賃借した者に対し、当該物件の改修費用の一部を補助 【補助額】 改修費用の1/2（限度額は100万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上の者 ②当該物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過しない者 ③当該物件の所有者等の3親等以内の親族でない者 ④空き家購入又は改修に関して国、県又は市の他の補助等を受けていない者 ⑤自らの負担で改修をしようとする者 ⑥当該物件に補助金交付日から5年以上定住する意思のある者 ⑦当該物件でこれまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める 【対象となる改修】 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等、住宅の機能向上のための改修 ※ただし、改修の施工は市内の法人又は個人事業者に限る	企画財政課（移住定住推進係）	0768-82-7726

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号	
珠 洲 市	空き家購入費補助金	購 入	補	珠洲市空き家バンク登録物件を購入した者に対し、当該物件の購入費用の一部を補助 【補助額】 購入費用の1/3（限度額は100万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上であること ②世帯全員が本市に住所を有すること ③平成27年4月1日以後に締結された空き家売買契約の買主であること ④空き家の売主の3親等以内の親族でないこと ⑤世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑥空き家購入又は改修に関しての国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと ⑦これまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日から期間に応じて補助金の返還を求める	企画財政課 (移住定住推進係)	0768-82-7726	
	移住定住促進補助金	賃 貸	補	市外に1年以上居住していた世帯（単身者を含む）で、市内に転入した世帯の世帯主に対し家賃の一部を補助 【補助額】 家賃の1/2以内かつ 1年目：上限3万円 2～3年目：上限2万円 4～5年目：上限1万円 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①転入してから5年以内であること ②市内の賃貸住宅等を自己の居住を目的に使用すること ③世帯全員が本市に住所を有すること ④公的制度による家賃補助（事業主等からの住居手当を含む）を受けていないこと ⑤世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑥公務員である者が世帯にいないこと			
	木質バイオマスストーブ購入費補助金	購 入	補	自己の住宅又は団体の事務所・活動施設に木質バイオマスを燃料とするストーブを設置する場合に補助 【補助額】 購入費の1/3（限度額10万円）			
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	補	市内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（市税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 【補助額】 システムの最大出力1kwあたり7万円を乗じて得た額（上限30万円） ※ただし、市内に所在する事業者（あらかじめ市に登録された事業者）が施工するシステムを補助対象とする	企画財政課 (自然共生室)	0768-82-7716	
	生ごみ処理容器等設置補助金	設 置	補	【補助対象者】 市内に住所を有し、市内の事業所等から生ごみ処理容器等を購入したもの 【補助額】 ・生ごみ処理容器（コンポスト） 補助率：1/2以内（限度額：3千円、2台まで） ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/3以内（限度額：2万円、1台まで）	生活環境課 (環境係)	0768-82-7743	
	水環境向上促進助成金	改 修	補	生活保護世帯 50万円以内を助成 その他の世帯 供用開始後3年以内は10万円以内を助成、3年経過後は3万円以内を助成	生活環境課 (下水道係)	0768-82-7786	
自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） 【対象者】 本市に住所を有し、市民税非課税世帯または生活保護法による被保護世帯 ①介護保険制度で、要介護2、3、4及び5の認定を受けた方のいる世帯 ②下肢・体幹による運動機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変（脳性マヒ等）による運動機能障害（移動機能障害に限る）2級以上の方がいる世帯		0768-82-7749		
珠洲市三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 購 増 改 改	新 築 入 築 改 修	補	親子と祖父母が近くで暮らす、子育てのしやすい環境の拡大を目的に、新たに三世代での同居や近居を始めるための住宅の取得に要する費用の一部を助成 【対象者】 新たに親子と祖父母の三世代で同居や近居を始めるため、住宅の新築や購入、増改築、改修をおこなった方 【対象住宅】 ・平成27年4月1日以降に新築等の契約を締結した住宅 ・所有者が三世代同居・近居を行う世帯員である住宅 ・新築等に要した費用が100万円以上である住宅 【補助金額】 ・30万円 ・県外から転入の場合15万円加算	福 祉 課	0768-82-7747	
加 賀 市	未組織労働者信用保証料補給制度	新 購 改	新 築 入 築 改 修	補 保	市内に居住し、労働組合が組織されていない事業所に就労している方が、住宅融資を受ける際、信用保証料の一部を助成する制度	商 工 振 興 課	0761-72-7940
	生ごみ処理設備設置事業補助金	設 置	補	家庭から出る生ごみの自家処理を促進するための生ごみの堆肥化容器 ・コンポスト等処理容器（1容器）：補助率50%以内（限度額3千円） ・密閉処理容器（2容器）：補助率50%以内（限度額2千円） ・生ごみ処理機（1基）：補助率50%以内（限度額1万円）	生 活 安 全 課	0761-72-7885	
	住宅用太陽光発電システム・住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業補助金	設 置	補	自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電池を設置する方、並びに、自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 【太陽光発電】 市内在住者：30,000円 転入者：50,000円（太陽電池の最大出力2kw以上等の要件あり） 【蓄電池】（併用可） 一律：50,000円	環 境 政 策 課	0761-72-7892	
	木造住宅耐震診断事業	改 修	補	簡易耐震診断：自己負担無（現況図面有り、在来木造住宅） 上記以外の住宅の場合、一部自己負担（5,000円）で実施	建 築 指 導 室	0761-72-7935	
	木造住宅耐震改修事業	改 修	補	①耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ②耐震改修：一般地区 補助率2/3、限度額60万円 重点地区 補助率2/3、限度額80万円			
	移住住宅取得助成事業	新 購 入 築	新 築 入 築 改 修	補	加賀市外から転入し、住宅を新築または購入した人に交付。 ※中古物件は加賀市空家バンク登録物件に限る。 【補助金額】住宅取得に要した費用の50%以内（限度額70万円） 子ども加算、市内業者施工加算、緑化加算有り 【対象者】次のすべてに該当する人 ①市内の対象住宅を取得する人 ②転入前5年以上市外に住んでいて、転入日から3年を経過していない人が同一世帯に含まれる。 ③対象住宅に5年以上定住する意思がある。 ④市税等の滞納がないこと（世帯全員）	人 口 減 少 対 策 室	0761-72-7840
加賀市住宅リフォーム助成事業	改 修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長 寿 課 ふれあい福祉課	0761-72-7853 0761-72-7852		

【共 通】既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補 保 補助(保証料) 融 融資 融 給 融資給付 利 利子補給 貸 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
加賀市	合併処理浄化槽設置整備事業	設置	補	合併処理浄化槽の設置助成対象区域において単独処理浄化槽及びくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置するもの。 ※但し新築に伴う設置は対象除外となります。 5人槽：352,000円／7人槽：441,000円／10人槽：588,000円 単独処理浄化槽の撤去費補助：90,000円 ※単独処理浄化槽を完全撤去する場合のみが撤去費補助対象となります。	経営企画課	0761-72-7953
	水洗便所改造資金貸付制度	改修	貸	下水道工事に係る排水設備費用として、上限100万円まで無利子貸付（事業者は200万円まで）		
	排水設備等改造資金利子補給	改修	利	下水道接続に伴う水廻り工事500万円まで利子補給（上限2.0%） ※下水道接続していない住宅で、新築以外の住宅が対象となります。		
	下水道接続促進補助金制度	改修	補	①下水道が使用可能になった地域で、3年以内に既設の合併処理浄化槽を廃止し接続工事を行う場合 限度額20万円 ②下水道が使用可能になった地域で、3年以内に既設の単独処理浄化槽または汲み取り式便所を廃止し接続工事を行う場合 限度額3万円		
	若年層定住住宅取得助成事業	新築	補	新たに一戸建て住宅を取得した45歳未満の人に交付。 【補助金額】 新築：建売：住宅ローン借入額の10%以内（限度額30万円） 中古：住宅ローン借入額の5%以内（限度額10万円） 子ども加算、市内業者施工加算、35歳未満加算、緑化加算あり 【対象者】次のすべてに該当する人 ①対象住宅の取得において住宅ローン借入金を有する人 ②契約日において45歳未満の人 ③対象住宅に5年以上定住する意思がある人 ④市税等の滞納がない人		
三世代ファミリー同居・近居促進事業	新築増改修	補	子育てしやすい環境の整備を図るため、新たに三世代で同居または近居（親子と祖父母が居住する住宅の間の直線距離が2km以内）を始めるため、住宅の新築、購入、増築、改築または改修（以下「新築等」という。）を行う場合に交付。（※既に同居・近居の状態にある場合は対象外） 【補助金額】30万円（県外からの転入者は15万円加算） 【補助要件】次の全ての要件を満たすこと。 ①平成27年4月1日以降に新築等の契約を締結したもの ②新築等を行う方が三世代同居・近居を行う世帯員であること ③新築等に要した費用が100万円以上であること ④三世代同居・近居を始める世帯の子どもが18歳未満であること（妊娠中も含む） ⑤別に定める日までに、住民登録を変更し、三世代同居・近居を始めること ⑥市税等の滞納がないこと（世帯全員）	人口減少対策室	0761-72-7840	
羽咋市	住まいづくり奨励金交付事業	新築増改修	補	転入者及び市内在住者の新築住宅取得に対して奨励金を交付 【基本奨励金額】 ・A型（転入者 市内業者施工）：限度額40万円 ・B型（転入者 市外業者施工）：限度額20万円 ・C型（市内在住者）：一律10万円 ・D型（まちづくり協定締結者 転入者 市内業者施工）：限度額290万円 ・E型（まちづくり協定締結者 転入者 市外業者施工）：限度額270万円 ・F型（まちづくり協定締結者 市内在住者）：限度額260万円 ・G型（三世代同居者 増築又は改修）：限度額50万円 【加算奨励金】 新 婚 世 帯：一律40万円（A型、B型、C型及びG型のみ） 子 育 て 世 帯：一律10万円（G型、三世代同居及び近居は除く） 三世代同居：一律50万円（A型、B型及びC型のみ） 三世代近居：一律30万円（A型、B型及びC型のみ） ※奨励金は20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給	地域整備課	0767-22-9645
	空家リフォーム再生事業	購入改修	補	①リフォーム助成 【対象者】 住居または事業所として使用するために空家をリフォームする所有者または借主（入居から1年以内のリフォーム、またはリフォームから1年以内に入居） 【助成金額】 ・市内業者利用（転入者） 工事費の1/3以内で50万円限度 ・市内業者利用（転入者以外） 工事費の1/3以内で40万円限度 ・市外業者利用 工事費の1/3以内で20万円限度 ②購入助成 【対象者】 ・空家を購入し、1年以内に入居或使用開始する方 ・空家を賃貸している方で、賃貸契約日から2年以内に当該空家を購入する方 【助成金額】 ・転入者：取得費の1/3以内で50万円限度 ・市内在住者、事業を開始する方：取得費の1/3以内で20万円限度 ③家財道具等処分費助成 【対象者】 居住や事業を開始するために、空家の家財道具等の処分を行う方 【助成金額】 家財道具等の処分搬出に要した費用の1/3以内で10万円限度 ④除却助成 【対象者】 跡地活用（新築・駐車場・畑等）のために空家の除却を行う所有者 【助成金額】 ・跡地の活用が再建築の場合：解体費の1/3以内で50万円限度 ・跡地の活用が再建築以外の場合：解体費の1/3以内で30万円限度 ※助成金は20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給		
	耐震住宅リフォーム支援事業	改修	補	①簡易耐震診断：自己負担無 ※凶面が無いなど、現地調査が必要な場合には、自己負担5千円が必要 ②耐震診断：補助率10/10、限度額9万円 ③耐震改修工事：補助率1/3、限度額70万円（重点地区は、限度額90万円） ④段階的耐震改修工事：第一段階 補助率1/3、限度額40万円（重点地区は、限度額60万円） 第二段階 補助率1/3、限度額30万円 ⑤簡易耐震補強工事：1ヶ所（0.91m）5万円まで2ヶ所10万円を限度		
	水洗便所等改造工事助成金制度	改修	融 給	工事費100万円まで融資給付し、6%まで利子額補給（供用開始から3年以内）		
	水洗便所等改造工事助成金制度	改修	補	自己資金の人を対象に供用開始後1年以内（6万円以内）、2年以内（4万円以内）、3年以内（2万円以内） 生活保護世帯 50万円以内を助成		
生ごみ処理機等の購入費助成	設置	補	生ごみ処理機等の購入に対する助成 生ごみ処理機：購入金額の1/2以内（限度額3万円まで1世帯1機まで） コンポスト容器：限度額 3千円/個（1世帯2器まで） 生ごみ水切りバケツ（1千円限度で1世帯1個まで） ダンボールコンポスト容器（1千円限度で1世帯1個まで） しぼれる三角コーナー（1千円限度で1世帯1個まで）	環境安全課	0767-22-7137	
家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助	設置	補	家庭用リチウムイオン蓄電池の購入、設置に対する助成。（国が補助指定するもの） 一律5万円（地域商品券）※市内在住者・転入者の区分なし	健康福祉課	0767-22-5314	
自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者等のいる住民税非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）			

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
かほく市	かほく市若者マイホーム取得奨励金	新築 購入	補	市内への定住を促進するため、45歳未満の方が住宅を新築・購入し生活する場合に助成 ①新築・購入（新築） ア 転入者：借入金額の5%（限度額80万円） イ 市内在住者：借入金額の5%（限度額30万円） ウ 市内建築業者活用：20万円加算 ②購入（中古） ア 転入者：借入金額の10%（限度額35万円） イ 市内在住者：借入金額の10%（限度額10万円） ウ 市内不動産業者活用：10万円加算 エ 市空き家バンク登録物件：5万円加算 上記①、②それぞれについて、 ア 県外からの転入者の場合 50万円加算 イ 市新橋さん住まい応援事業補助金受給者の場合 20万円加算 ウ 三世代同居・近居者の場合 30万円加算	企画情報課	076-283-1112
	かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金	設置	補	自己が所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム、小形風力発電システム、太陽熱利用システム、ペレット・薪利用システム、設置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方、又は自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 ①太陽光発電システム：1kWあたり4万円（限度額16万円） ②小形風力発電システム：補助率1/2（限度額6万円） ③太陽熱利用システム：補助率1/2（限度額3万円） ④ペレット・薪利用システム：補助率1/2（限度額5万円） ⑤設置用リチウムイオン蓄電システム：補助率1/2（限度額10万円）		
	かほく市エコライフ商品券交付事業	設置	補	ごみ減量化、省エネ対策の取り組みに対する助成 ①電気式購入：購入価格の1/3（限度額2万円） ②コンポスト購入（3千円以上のもの）：3千円 ③ダンボールコンポスト作成：1千円 ④LED電球等購入：2千円（1万円以上購入） ⑤グリーンカーテン設置：1千円 ※市商品券で支給	防災環境課	076-283-7124
	かほく市空家等家賃支援補助金	その他	補	空き家バンクに登録された空き家について空き家の借家人に家賃の一部を補助 月額1万円（24ヶ月間まで）		
	かほく市空家等改修支援補助金	改修	補	空き家バンクに登録された空き家について空き家の所有者等、購入者、借家人が行う改修費の一部を補助 補助率1/2（限度額30万円）		
	かほく市空家等除却支援補助金	その他	補	空き家の所有者等が行う空き家の除却費の一部を補助 補助率1/2（限度額50万円）		
	かほく市耐震改修促進事業	改修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断：現況図面あり 自己負担なし 現況図面なし 自己負担5千円 ②耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐震改修及び段階的耐震改修（階別）：一般地区 補助率2/3、限度額50万円 重点地区 補助率2/3、限度額70万円	都市建設課	076-283-7104
	かほく市木の家づくり奨励金制度	新築 改修	補	市内に自ら居住するため、金沢森林組合産スギ柱50本以上（長さ2m以上、幅及び厚さ10.5cm以上）使用して木造住宅を新築又は購入する方（増改築はスギ柱20本以上使用した場合） 柱1本あたり2,500円（限度額25万円） 市内業者を利用した場合5万円を上乗せ補助	産業振興課	076-283-7105
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長寿介護課（高齢者） 健康福祉課（身体障害者）	076-283-7122 076-283-7120
	水洗便所等改造資金融資のあっせん制度	改修	利	60万円までの利子全額補給（供用開始から3年以内）		
水洗便所等改造資金助成金制度	改修	補	自己資金の人を対象に4万円以内を助成（供用開始から3年以内） 合併浄化槽設置済者の下水道接続への上乗せ助成 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円） 生活保護世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成 非課税世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成	上下水道課	076-283-7106	
白山市	定住促進奨励金	新築 購入	補	市外からの転入者で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・市外に3年以上継続して居住している方、もしくは、市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の方 ・敷地面積165㎡以上、かつ、延床面積100～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限50万円 ただし、市街化区域内で敷地面積200～310㎡の場合、上限80万円		
	若年層定住促進奨励金	新築 購入	補	45歳未満で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・市内にお住まいの45歳未満の方 ・敷地面積150㎡以上、かつ、延床面積75～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限30万円 ※「定住促進奨励金」との併用は不可		
	白山ろく地域定住促進奨励金	新築 購入	補	白山ろく地域（河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰）において、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付 【要件】・白山ろく地域で、新築住宅を建築・購入する方 ・敷地面積165㎡以上、かつ、延床面積100～280㎡ 【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限100万円		
	三世代同居・近居促進事業補助金	新築 増改修	補	新たに3世代での同居・近居を始めるため、白山市内で住宅を新築、購入、増改築、リフォーム（以下、新築等）する方に補助金を交付 【要件】・子ども（18歳未満）、親、祖父母による3世代 ・近居の場合、親子と祖父母の住宅間の距離が直線で2km以内 ・新築等に要した費用が100万円以上であるもの ・3世代同居等を始めるために、住民票を異動した方 【補助金額】30万円（県外からの転入者は45万円）	定住支援課	076-274-9568
	中古住宅購入事業補助金	購入	補	45歳未満もしくは市外からの転入者で、市内の中古住宅を購入して定住する方に補助金を交付 【要件】・申請時に45歳未満または、市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の方 ・過去に他の人の居住の用に供したことがある住宅であること ・購入後、申請者に所有権移転登記されてから2ヵ月以内であること 【補助金額】購入費用の1/3以内で、上限30万円		
	新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金	賃借	補	市内の民間賃貸住宅等に居住する45歳未満の新婚世帯に家賃を助成 【要件】・婚姻届を提出してから1年以内 ・夫婦どちらも45歳未満 【助成金額】家賃の10%以内で、月額上限5千円×最長12ヶ月間		
	空き家改修補助金	改修	補	市内の空き家バンク登録物件を改修（リフォーム）して入居・定住する方に補助金を交付 【要件】・白山市空き家バンク登録物件であること ・改修費用が10万円以上であること 【補助金額】改修費用の1/2以内で、上限50万円		
	克雪化促進事業補助金	設置	補	①屋根融雪装置設置 自宅の屋根に融雪装置を設置する方に補助金を交付 【要件】・熱エネルギーを利用した融雪装置 ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上 【補助金額】設置費用の1/2以内で、上限100万円		

【共通】既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補保 補助(保証料) 融 融資 融給 融資斡旋 利 利子補給 貸 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
白山市	克雪化促進事業補助金	購入	補	②除雪機械購入 自宅用の除雪機械を購入する方に補助金を交付 【要件】・20万円以上のもの ・市内の販売店で購入 ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上 【補助金額】購入費用の1/4以内で、上限50万円	土 木 課	076-274-9556
	市民福祉小口資金融資制度	改 修	貸	引き続き1年以上市内に居住している在宅重度障害者が、金融機関から住宅改造資金の融資を受けるときに、融資利率2.0%を超える利子分を補助 【融資限度額】80万円 【償還期間】3年以内 ※事前に金融機関での審査が必要。	生活支援課	076-274-9509
	勤労者小口資金融資制度	新購改築	貸	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する労働者に資金を融資 ※建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額100万円）	商 工 課	076-274-9542
	未組織労働者信用保証料補給制度	新購改築	補保	市内に自ら居住するために住宅を新築・増改築・購入する労働組合が組織されていない事業所で働く者が住宅融資を受ける際、信用保証料の一部を助成		
	地域材利用促進事業補助金	新購	築入 補	市産木材を普及促進するため、白山市内で自ら居住するために、住宅を新築または新築住宅を購入する方に補助（1戸あたり50万円） 【要件】市産材使用割合70%以上及び床面積80㎡以上で、建築士が設計した住宅	林業水産課	076-272-1965
	高齢者世帯屋根融雪化等促進事業	設 置	補	河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰の区域に居住する高齢者のみ世帯または障害者のみ世帯の方に補助 ①屋根融雪装置（限度額50万円） ②ロードヒーティング（限度額50万円）	長寿介護課	076-274-9529
	住宅・建築物耐震改修促進事業	改 修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり） ※図面がない場合や現地調査が必要な場合は5千円の自己負担が必要 ②耐震改修：一般地区 補助率2/3、限度額70万円※ 重点地区 補助率2/3、限度額90万円※ （※所得制限により60万円の場合もある）	建築住宅課	076-274-9561
	再生可能エネルギー設備設置事業費補助金	設 置	補	自ら所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム（10kw未満）、家庭用小型風力発電機、太陽熱利用システム、木質バイオマスストーブを設置する個人、又は自ら所有し、かつ居住するために市内のシステム付き住宅を購入する個人 ①太陽光発電システム（1kwあたり1万円、最大5万円※5kw～10kw未満） ②風力発電システム（定額6万円） ③太陽熱利用システム（定額3万円） ④木質バイオマスストーブ（ペレット・薪）（費用の半額、最大8万円）	環 境 課	076-274-9538
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	補	生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長寿介護課（高齢者） 障害福祉課（身体障害者）	076-274-9529 076-274-9526
	水洗便所設置に係る融資・助成制度	改 修	貸 補	工事費の範囲内で80万円を限度とし、無利子貸付 生活扶助世帯 工事費の範囲内で25万5千円を限度に助成	企業総務課	076-274-9588
能美市	未組織労働者信用保証料補給制度	新購改築	補保	市内に自ら居住するために住宅を新築・増改築・購入する未組織労働者が住宅融資を借り入れる際の債務保証料を補助	商 工 課	0761-58-2254
	バリアフリー住宅助成事業	新築全部改築	補	要介護者等の日常生活に便利を与える新築・全部改築 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率90%） ③住民税均等割のみ課税世帯：50万円（補助率70%） ※上記以外の世帯及び自立支援型住宅リフォーム助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合あり	介護長寿課	0761-58-2233
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	補	要介護者等の日常生活に便利を与える既存住宅のバリアフリー改修 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率90%） ③住民税均等割のみ課税世帯：50万円（補助率70%） ※上記以外の世帯及びバリアフリー住宅助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合あり		
	加賀の木づかい奨励金	新購改築	築入 補 (奨励金)	加賀地域の森林から伐採され加工された木材を使用した住宅を新築・増築・改築・建売住宅を購入または空き家等を購入し地域産木材を使用して改修する者に対し交付する 【新築・増築・改築、建売住宅を購入する場合】 （基本要件） ①住戸の専用面積が75㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を0.12㎡/㎡以上使用（加算） ③全使用木材の50%以上を市内業者から納入（補助額） ①②をすべて満たす：20万円 ③+10万円（最大30万円） 【空き家等を購入し住宅に改修する場合】 （基本要件） ①改修に占める面積が50㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を5㎡以上使用（補助額） ①②をすべて満たす：15万円（最大15万円）	農 政 課	0761-58-2256
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断：現況図面ありの場合 自己負担なし 現況図面なしの場合 自己負担5,000円 ②耐震診断：補助率4/5、限度額12万円 ③耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ④耐震改修（lw値1.0以上）：補助率2/3、限度額70万円 耐震改修（lw値0.7以上）：補助率2/3、限度額50万円	土 木 課 (建築住宅室)	0761-58-2251
	自然エネルギー設備設置補助金	設 置	補	自ら居住する市内の住宅に自然エネルギーシステムを設置する個人、又は自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する個人 ①太陽光発電システム：太陽電池の最大出力が3kw以上10kw未満の場合 一律3万円 ②風力発電システム：定格出力200w以上のものが対象。設置費用の10%、上限5万円 ③薪ストーブ（工事費の10%、上限5万円）	生活環境課	0761-58-2217
	定住促進助成金	新購	築入 補	45歳未満の定住を目的に市内で住宅を取得した方で、下記要件のいずれかに該当する人に対する補助（基礎額10万円） 【加算要件】 ①県外からの転入者：20万円 ②県内他市町からの転入者：10万円 ③中山間地区への転入者：30万円 ④三世帯（申請者、申請者の親、申請者の子）同居型世帯：30万円 ⑤三世帯（申請者、申請者の親、申請者の子）近居型世帯：20万円 ⑥親世代（申請者、申請者の親）同居型世帯：20万円 ⑦市内業者利用（設計・購入）：5万円 ⑧市内業者利用（建築）：5万円 ⑨市内在勤者（平成30年4月1日以降、新たに常勤で採用された方）：50万円 ※④と⑥、⑤と⑥の重複加算はできません ※平成29年3月31日以前に住宅取得の契約を締結した方は別途お問い合わせください。	地域振興課	0761-58-2212

〔共 通〕 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
能美市	空き家改修費等補助金	改修	補	空き家バンクに登録された物件に入居の際、必要な改修費を補助(補助率1/2、限度額50万円)	地域振興課	0761-58-2212
	空き家清掃費等補助金	改修	補	空き家バンクに登録された物件の家財道具等の処分及び清掃費等にかかる費用の補助(補助率1/2、限度額5万円)		
	空き家等解体費補助金	除却	補	昭和56年5月31日以前建築の物件を対象に解体費の一部を補助(空き家バンク登録不要)(補助率1/5、限度額10万円) 加算要件…市内業者利用5万円		
	水洗便所等改造資金の融資幹旋・利子補給金	改修	利融幹	便所の水洗化工事費の100万円以内を融資幹旋の限度額とし、幹旋額に対する利子補給	上下水道課	0761-58-2260
	水洗便所等改造補助金	改修	補	便所の水洗化工事に対する補助金【生活保護世帯】補助率100%(限度額50万円)【1人親世帯】補助率20%(限度額20万円)		
野々市市	勤労者自己住宅資金利子補給制度	新築	利	勤労者が市内において、新築のマイホームを建築・購入した資金について、市が利子の一部を補給(最大3年間、限度額75,000円/年、返済負担率等による制限有)	産業振興課	076-227-6082
	未組織労働者信用保証料補給制度	新築改修	補保	市内で自己住宅を新築・増改築・購入する未組織労働者が住宅資金の融資を受ける際、信用保証料の一部を助成(取扱金融機関は北陸労働金庫)	建築住宅課	076-227-6087
	生け垣設置助成金	設置	補	道路に面する部分に設置する場合等 生垣設置工事費(1mにつき8千円;限度額8万円)		
	既存建築物簡易耐震診断補助制度	改修	補	木造住宅(現況図面有り、補助条件をみたまもの)簡易耐震診断:無料(※現況図面がない場合、一部自己負担(5,000円)により実施)		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	補	木造住宅(補助条件をみたまもの)①耐震診断:補助率3/4、限度額12万円②耐震改修:補助率2/3、限度額70万円(※所得制限により60万円の場合あり)	上下水道課	076-227-6102
	水洗便所等改造資金融資幹旋及び利子補給制度	改修	利融幹	し尿及び生活排水を下水道に排水するために便所等を改造する場合、必要な工事費用について50万円を上限として融資幹旋し、当該融資に係る利子を全額補給		
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成(限度額100万円)	介護長寿課(高齢者)	076-227-6062
					福祉総務課(身体障害者)	076-227-6063
川北町	生垣設置奨励補助金	設置	補	公共の用に供する道路等に面する部分に設置する場合(2m以上)1mにつき5千円(30m限度)	産業経済課	076-277-1111
	新築住宅取得奨励金	新築	補	町内に自ら居住するための住宅を新築または購入(新築物件)する場合 一律50万円を助成	土木課	076-277-1111
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設置	補	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する個人、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する個人 1kWあたり5万円(上限20万円)		
	住宅リフォーム助成事業補助金	改修	補	自らが所有する町内の住宅を原則町内の工務店等を利用しリフォーム工事を行う場合に必要経費の一部を助成・事業費が50万円以上で、10%の補助(上限20万円)(※詳細要件確認のため、土木課へ事前相談必要)		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	補	木造住宅①耐震診断:補助率3/4、限度額9万円②耐震改修:全地区 補助率2/3、限度額70万円(※所得制限のため60万円の場合もある)	福祉課	076-277-1111
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、要支援、要介護の認定を受けている方、重度の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成(限度額100万円)		
	電化製家庭生ごみ処理機設置事業補助金	設置	補	生ごみ処理機の購入に対する補助 生ごみ処理機1戸あたり1台まで 購入費の2分の1(限度額3万)	住民課	076-277-1111
津幡町	住宅取得等奨励金	新築改修	補	基本額 住宅ローン年末残高の4%相当額(※上限:60万円、新規転入者の場合は80万円) 加算額 以下に該当する場合、基本額に上乗せして交付。①同時に転入してきた申請者以外の世帯員の数×5万円(※新規転入者限定、上限15万円)②津幡町内の建築業者による新築10万円 ※購入の場合は②の適用なし、増改築・改修の場合は①②とも適用なし ※奨励金額のうち20万円までは商工会商品券で交付 ※住宅ローンが「フラット35」で所定の要件を満たす場合、金利が5年間0.25%引き下げとなる優遇措置あり	企画財政課	076-288-2158
	空き家バンク利用奨励金	購入	補	空き家バンク制度を利用して転入してきた夫婦世帯以上(夫婦のいずれかが60歳未満)に対して交付。・購入の場合…土地・家屋の取得費の10%(上限50万円)・賃借の場合…契約月額1/2(上限1万円、24カ月)		
	農村定住奨励金	新築	補	中山間地の対象集落で住宅を取得(取得額200万円以上)した夫婦または親子世帯以上で、40歳以下の世帯員がいる場合に交付。基本額 20万円(世帯員全員が新規転入者の場合は40万円) 加算額 世帯に16歳未満の子や孫がいる場合…1人につき5万円		
	三世代ファミリー同居等促進事業補助金	新築改修	補	三世代(祖父母世代・親世代・18歳未満の子世代)で同居等を行うための住宅の取得等に要する費用(100万円以上)の一部を補助。①現に三世代で同居する世帯が、引き続き同居するため、新築・購入・増改築・改修…15万円 ②現に三世代で同居する世帯が、準同居を始めるため、新築・購入…15万円 ③新たに三世代で同居を始めるため、新築・購入・増改築・改修…30万円 ④新たに三世代で準同居を始めるため、新築・購入…30万円 ※準同居の定義…親子世代、祖父母世代の住宅の距離が50m以内にあること ※④の場合で、準同居前の親子世代、祖父母世代の住宅の距離が2km以内の場合は15万円 ※③または④の場合で、親子世代または祖父母世代が県外から転入の場合は15万円を加算	都市建設課	076-288-6702
	結婚新生活支援事業補助金	新築引越	補	所得合計が340万円未満で、ともに34歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得・賃借費用、引越費用の一部を補助(上限30万円)		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	補	木造住宅①簡易耐震診断:自己負担無料(現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅)上記以外の場合、一部自己負担により実施②耐震診断:補助率3/4、限度額9万円③全体耐震改修:補助率2/3、限度額50万円(重点地区 限度額70万円)④段階的耐震改修:補助率2/3、第1段階 限度額30万円(重点地区 限度額40万円)第2段階 限度額20万円(重点地区 限度額30万円)		

[共 通] 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補保 補助(保証料) 融 融資 融給 融資斡旋 利 利子補給 貸 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
津 幡 町	津幡町がけ地防災工事費等補助金	改 修	補	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 ①防災工事補助金：補助率1/2 限度額70万円 ②応急工事補助金：補助率1/2 限度額30万円	都市建設課	076-288-6703
	津幡町木の家づくり奨励金	新 築	補	町内に居住するため、スギ柱（金沢森林組合産）50本以上使用して木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方（寸法等、事業要件あり）（限度額20万円）	農林振興課	076-288-6704
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	補	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する方 1kWあたり2万円（上限8万円）	生活環境課	076-288-6701
	家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金	設 置	補	町内に住所を有し、町内の店舗から家庭用生ごみ処理機器を購入し設置する方 ①生ごみ処理機（1世帯1基まで）：購入価格の1/3（限度額15万円） ②生ごみ処理器（1世帯2基まで）：購入価格（限度額3千円/基）	福祉課	076-288-2458
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	補	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円）	福祉課	076-288-2458
	津幡町水洗便所等改造資金融資あっせん	改 修	利 融給	工事費50万円まで融資斡旋し、利子全額補給		
津幡町水洗便所等改造助成金	改 修	補	自己資金の人を対象に3万円以内を助成	上下水道課	076-288-6238	
			非課税世帯 10万円以内を助成			
			生活保護世帯 50万円以内を助成			
合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成（平成14年度より） 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円）						
内 灘 町	新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助制度	設 置	補	町内において自ら居住する住宅に太陽光発電システム、住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、定置型リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯器、ペレットストーブを設置する方 町内において自ら所有する土地に小形風力発電システムを設置する方 ・太陽光発電システム：5万円（2kw以上10kw未満） ・住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）：2万円 ・定置型リチウムイオン蓄電システム：10万円 ・太陽熱利用システム：強制循環型2万円、自然循環型1万円 ・高効率給湯器：エコキュート2万円、エコジョーズ・エコフィール1万円、ハイブリッド給湯器2万円 ・ペレットストーブ：2万円 ・小形風力発電システム：6万円	環境安全課	076-286-6712
	生ごみ処理器（機）設置費助成金	設 置	補	町内在住で自己の住宅に設置する方 簡易式生ごみ処理器1千円、コンポスト設置3千円、機械式生ごみ処理機：購入費の1/3、限度額2万円		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	補	木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅） 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③耐震改修：一般地区 補助率2/3、限度額50万円 重点地区 補助率2/3、限度額70万円	都市建設課	076-286-6710
	がけ地防災工事費補助金	改 修	補	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 防災工事補助金：補助率1/2 限度額70万円		
	未組織労働者信用保証料補給制度	新 築 改 修	補保	町内に自ら居住するために住宅を新築・増改築・購入する未組織労働者の債務保証料を補給		
	起業支援事業補助金	改 修 賃 貸	補	町内の空き店舗等を利用して、起業及び第二創業を開始する方 ①起業費（改修工事費、設備・備品・器具購入費） 補助対象経費の1/2（上限50万円） ②家賃（家賃の12か月分） 補助対象経費の2/3（上限月額10万円/月）	地域振興課	076-286-6708
	雨水浸透施設等設置費補助金制度	設 置	補	町内において住宅等の敷地内に雨水浸透施設、雨水貯留施設を新規に設置する方 ①雨水浸透施設：補助率2/3、上限1個当たり内径により2万3千円～3万5千円 ②雨水貯留施設（既存浄化槽転用）：補助率2/3、上限1基当たり8万円 ③雨水貯留施設：補助率：2/3、上限1基当たり容量により2万円～2万5千円	上下水道課	076-286-6718
	内灘町水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給制度	改 修	利 融給	工事費60万円まで融資斡旋し、利子全額補給（償還36ヶ月以内）		
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	補	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	福祉課	076-286-6703
	マイホーム取得奨励金	新 築	補	町内に新築住宅を取得しその所在地（当該住宅）に居住した方 ①工事請負契約日又は売買契約日が平成30年4月以降の方 ・新規転入された方……………30万円 ・町内在住の34歳以下の方………10万円 ②工事請負契約日又は売買契約日が平成30年3月以前の方 ・新規転入された方……………20万円 町内建築業者を利用して新築する場合は10万円を加算する。合計額の2分の1は現金、残りは町商工会が発行する共通商品券で交付する。		
三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 築 改 修	補	祖父母世代、親世代及び子供の三世代が、新たに同居又は近居（2km以内）するため、住宅を新築、購入、増築、改築又は改修する場合に、30万円を交付する。 県外からの転入の場合、15万円を加算する。	企画課	076-286-6727	
定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金	住居費用 （取得・賃借） 引渡し期	補	結婚新生活（婚姻日又は対象住宅への移動日）開始から4ヶ月以内の新婚世帯（婚姻日が平成30年1月1日から平成31年3月31日）に対して、平成30年1月1日から平成31年3月31日までに支払われた婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用（最初の1ヶ月分のみ）、引越し費用を助成する。（限度額30万円）			
志 賀 町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	補	簡易耐震診断：自己負担0円（現況図面有） 自己負担5,000円（現況図面なし、現地調査有り） 耐震設計：耐震診断に基づき行う設計 補助率2/3 上限10万円 耐震改修：耐震設計に基づき行う改修 補助率2/3 上限70万円		
	みらいとうぶ定住促進奨励金	購 入	補	みらいとうぶの購入者のみを対象とした助成制度 【転入者】 単身入居：基本額40万円、町内業者施工加算額：住宅取得費×2.5%（限度額：50万円）、住宅取得費10%（200万円限度）、富来病院看護師及び薬剤師就労100万円/人 家族入居：基本額80万円、子供1人につき20万円（限度2人）、町内業者施工加算額：住宅取得費×2.5%（限度額：50万円）、住宅取得費10%（200万円限度）、富来病院看護師及び薬剤師就労100万円/人 【町内在住者】 町内業者施工加算額：住宅取得費×2.5%（限度額：50万円）、住宅取得費10%（200万円限度）、富来病院看護師及び薬剤師就労100万円/人	まち整備課	0767-32-9211
	移住定住促進住まいづくり奨励金	新 築	補	定住を目的とし他の市町村から転入し、住宅を建設・購入し入居した者への奨励金 ・単身入居：基本額40万円、町内業者利用加算（取得費2.5%（50万円限度）） ・家族入居：基本額80万円、子供1人につき20万円（限度2人）、町内業者利用加算（取得費2.5%（50万円限度）） ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に取得建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に定める検査に合格したものが対象となる	企画財政課 ふるさと創生室	0767-32-9331

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
志賀町	移住定住促進賃貸住宅家賃補助金	家賃	補	定住を目的とし他市町村から転入した者への民間賃貸住宅家賃補助金 ・月額：5千円、町内就業者加算（月額家賃支払額の2分の1（1万5千円限度）） ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に賃貸借契約を締結した者が対象となる	企画財政課 ふるさと室	0767-32-9331
	移住定住促進空き家リフォーム再生等助成金	購入 改修	補	定住を目的とし他の市町村から転入し、中古住宅をリフォーム又は購入した者への助成金 ・リフォーム：町内業者を利用し空き家を取得後リフォーム（工事費50%（50万円限度）） ・空き家購入：空き家の購入助成（取得費50%（50万円限度）） ※他市町村に継続して1年を超えて住所を定め、転入後1年以内の者でかつ転入後1年以内に工事請負契約及び売買契約を締結した者が対象となる		
	住宅用太陽光発電システム設置補助	設置	補	7万円/kW×システムの最大出力（4kWまで、または、補助対象事業費の1/10の金額のいずれか低い額 最大で28万円 ※千円未満は切り捨て	環境安全課	0767-32-9321
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課	0767-32-9131
	水洗便所等改造資金幹旋制度	改修	利 融幹 補	工事費100万円まで融資幹旋し、利子を補給（供用開始から3年以内） 非課税世帯 10万円まで助成（供用開始から3年以内） 生活保護世帯 60万円まで助成（供用開始から3年以内）	まち整備課 上下水道室	0767-32-9251
宝達志水町	住宅新築等奨励金	新築 購入	補	①町内に定住するため住宅を新築・購入した場合に50万円 ②町が分譲した土地を購入し、住宅を新築した場合は100万円 ③町内建築業者を活用して新築又は購入した場合は、①、②共にさらに20万円を上乗せする ※町内在住者については年齢が40歳未満であること	企画振興課	0767-29-8250
	民間賃貸住宅家賃補助事業補助金	家賃	補	若年層の定住を目的とし、町内の民間賃貸住宅に居住する者への家賃補助金 補助金額は、月額家賃の3割以内（上限 15,000円） ※夫婦それぞれの年齢が45歳未満であること		
	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	設置	補	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する方 1kWあたり2万5千円・上限10万円 （町が分譲した土地を購入し、建設した住宅の場合は 1kWあたり5万円・上限20万円）	住民課	0767-29-8120
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新築 増改 改修	補	新たに三世代での同居又は近居を始めるため、住宅の新築、購入、増築、改築又は改修を行う場合に予算の範囲内で30万円助成（県外から転入の場合は15万円加算）		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	補	①簡易耐震診断：自己負担無（現況図面あり）、自己負担5千円（現地調査） ②耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐震改修：補助率2/3、限度額70万円 ④段階的耐震改修（階別型・評点型）： 補助率2/3、限度額50万円（第一段階）、限度額20万円（第二段階）		
	民間賃貸住宅建設補助事業	新築	補	民間賃貸住宅の建築に係る本体工事の10%を補助。限度額500万円 ※1棟あたり4戸以上で、1世帯あたり床面積が50㎡以上あること。 ※各戸に玄関、浴室、台所、トイレが設置されていること。	地域整備課	0767-29-8160
	水洗便所等改造資金融資幹旋・利子補給	改修	融幹 利	工事費10～150万円（償還5年以内） 供用開始後3年以内 課税標準額500万円未満の世帯に利子全額補給 供用開始後3年以内		
	水洗便所等改造助成金	改修	補	供用開始後1年以内（6万円）、2年以内（4.5万円） 合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成 供用開始後1年以内（25万円）、2年以内（20万円）		
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	健康福祉課	0767-28-5506
中能登町	定住促進奨励金	新築 購入	補	【町外から引っ越しされる方（転入）】 対象者 新築住宅 中古住宅 ・45歳未満の単身世帯 50万円 25万円 ・45歳未満の家族世帯 60万円 30万円 ・45歳以上の単身世帯 25万円 10万円 ・45歳以上の家族世帯 30万円 15万円 <子育て応援加算> 住宅を取得した時点で、義務教育以下のお子さまがいる場合、子育て応援加算が追加されます。 ・対象者 義務教育以下の子ども 2人目まで 1人につき 20万円 3人目以降 1人につき 10万円 【もともと中能登町にお住まいの方（転居）】 対象者 新築住宅 中古住宅 ・45歳未満の単身世帯 20万円 10万円 ・45歳未満の家族世帯 30万円 15万円 ・45歳以上の単身世帯 10万円 10万円 ・45歳以上の家族世帯 15万円 10万円 【新築工事を町内の建築業者と契約された方】 ・新築住宅建築工事費の2.5%（最大50万円）まで。 以上の条件に適合した合計額は100万円を限度とします。	企画課	0767-74-2806
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新築 増改 改修	補	新たに3世代で同居又は近居を始めるため、住宅の新築や購入、増築、改築、改修に要する費用（100万円以上）の一部を補助 基本額：30万円 加算：県外からの転入の場合 15万円	住民福祉課	0767-72-3134
	生ごみ処理機材購入費補助金	購入	補	町内在住で自己の住宅に設置する方 コンポスト購入2千円 電気式 購入費の1/3（限度額2万円）		
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設置	補	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する方 （在住者）1kWあたり2万5千円（上限10万円） （転入者）1kWあたり5万円（上限20万円）	保健環境課	0767-72-3129
	雨水貯留槽購入費補助金	購入	補	町内在住で自己の住宅に設置する方 購入費の1/3（限度額2万円）		
	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改修	補	木造住宅 ①耐震診断：補助率2/3、限度額12万円 ②耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ③耐震改修：補助率2/3、限度額120万円	土木建設課	0767-76-2435
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）	長寿介護課	0767-72-3133

【共 通】 既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

県・市町の融資・助成制度一覧表

補 補助 補保 補助(保証料) 融 融資 融給 融資斡旋 利 利子補給 貸付

県・市町名	制度・事業名	対象	方式	内 容	担当課	電話番号
穴水町	穴水町定住促進奨励金	新 築 入	補	定住を目的とした転入者及び40歳以下の町内在住者が新たに住宅を取得した場合の補助住宅奨励金 新築の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円※40歳以下の町内在住者30万円 ・町内の建築業者と契約 20万円を加算 ・県産材50%以上の使用 20万円を加算 ・住宅取得時に土地購入 20万円を加算※40歳以下の町内在住者10万円 ・住宅取得時の同居世帯員に1人当たり20万円を加算※転入者のみ 限度額：転入者100万円 40歳以下の町内在住者50万円 中古住宅の場合：住宅奨励金 1戸につき30万円 ・町内の建築業者と契約 住宅のリフォーム経費の2分の1（限度額20万円）を加算 ・住宅取得時の同居世帯員に1人当たり10万円を加算 限度額：50万円	政策調整課	0768-52-3627
	穴水ニュータウン宅地無償分譲	購 入	譲 渡	町外から移住する概ね40歳以下の夫婦を対象に町有地の無償分譲を行う（H23年10月～） 町内に住所を有する転入後5年以内の方も対象 区画数 14区画（現在7区画分譲済み）		
	既存建築物耐震改修工事費補助金	改 修	補	木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4 限度額9万円 ②耐震改修：一般地区 補助率1/2、限度額40万円 重点地区 補助率1/2、限度額60万円	基盤整備課	0768-52-3680
	穴水町街なみ環境整備事業費補助金	新 改 修	補	まちづくり協定を締結し、まちづくり地区に指定された区域（大町・川島の一部） 新築、改築、修繕に伴う外観修景費等の一部を助成（限度額150万円 助成率1/2）		
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	改 修	補	介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）		
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	新 築 入 築 改 修	補	新たに三世代で同居・近居を始めるため、住宅の新築、購入、増改築、改修を行った場合に補助金を交付（※近居：親子と祖父母の住宅間の直線距離が2km以内） 【補助要件】 ・平成30年4月1日以降に新築等の契約を締結した住宅 ・所有者が三世代同居・近居を行う世帯員である住宅 ・新築等に要した費用が100万円以上である住宅 【補助金額】 ・30万円 （県外から転入の場合20万円加算）	住民福祉課	0768-52-3650
	穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金	設 置	補	町内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（町税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 補助金額は、システムの最大出力1kWあたり2万5千円（上限10万円）		
穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金	設 置	補	生ごみ処理容器・処理機の購入に対する補助 ①コンポスト（2基まで）：購入金額の1/2（限度額4千円/基） ②生ごみ処理容器（2基まで）：購入金額の1/2（限度額1千円/基） ③生ごみ処理機（1基まで）：購入金額の1/3（限度額2万円/基）	生活環境課	0768-52-3770	
水洗便所等改造資金助成交付金制度	改 修	利	80万円まで利子全額補給	上下水道課	0768-52-3130	
		補	自己資金の人を対象に3万円以内を助成 生活保護世帯 50万円以内を助成 非課税世帯 10万円以内を助成			
能登町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	改 修	補	木造住宅 ①耐震改修：補助率1/2、限度額60万円（段階別改修の場合、第1段階40万円上限、第2段階20万円上限） ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③簡易耐震診断：自己負担無（図面無しまたは現地調査を希望する場合は負担金5,000円）	建設課	0768-76-8304
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	設 置	補	自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方 1kWあたり5万円（上限20万円）		
	生ごみ容器購入費補助金	設 置	補	1 コンポスト（2台まで）：購入費の1/2（限度額3千円/台） 2 電気式生ごみ処理機（1台まで）：購入費の1/3（限度額2万円/台）		
	木質バイオマスストーブ補助金	設 置	補	能登町内に住所を有する者又は町長が適当であると認める団体で、町内に存する住宅、事業所又は活動施設に設置する未使用の次の各号にかかげる木質バイオマスストーブの購入に対する補助 購入費の1/2（上限5万円/基） ・木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉砕したものを円筒状に固めたものをいう。）を燃料として使用し、安定した燃料を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造 ・薪（木材及び木材の廃材）を燃料に使用	住民課	0768-62-8507
	ふるさと定住住宅助成金	新 改 修	補	町内への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、移住者の新築住宅及び中古住宅等の改築に要する経費を助成 ・新築住宅助成金：（最大200万円） ・実家等改築助成金：改築工事費の1/2（最大50万円） ・中古住宅改築助成金【賃貸】：改築工事費の1/2（最大50万円） ・中古住宅改築助成金【購入】：改築工事費の1/2（最大100万円） 【全共通】申請者を除く世帯人数1人につき10万円助成する ※町内建設建築業者の使用、空き家情報への登録等の要件により助成最大額が変動する。	ふるさと振興課	0768-62-8532
	空き家財道具等処分助成金	処 分	補	空き家の家財道具等の処分に関する経費を1/2（最大10万円）を上限に助成する。 ※空き家のうち、空き家情報登録物件及び空き家情報登録見込み物件を対象に。		
水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金	改 修	利	融資額100万円以内で（60ヶ月で償還）で利子5%まで利子補給	上下水道課	0768-72-2507	
		補	自己資金の人を対象に3万円以内を助成（50万円上限の6%） 生活保護世帯 50万円以内を助成 非課税世帯 10万円以内を助成（50万円上限の20%）			
能登町三世代ファミリー同居・近居促進事業	新 改 修	補	対象者：新たに三世代同居・近居を始めるための住宅の新築等を行った者 補助金額：30万円（石川県外から転入した対象者には15万円加算）	健康福祉課	0768-72-2512	

【共通】既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。

石川県における住宅関連の融資・助成制度については、下記 URL からご覧頂けます。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/zyutaku_yusi.html
（石川県住宅関連融資・助成制度ポータルサイト）

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

事務局

一般財団法人 石川県建築住宅センター

〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎2階
Tel. (076) 262-6543 Fax. (076) 260-8475
<http://www.ikjc.jp/>

このパンフレットに記載されている融資・助成制度の内容は、平成30年4月現在のものです。
なお、各制度の詳細については各自治体の担当課までお問い合わせ願います。